

2024年2月28日

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（案）」等に係る意見

一般社団法人 新経済連盟

提出意見：

1. 意見全体の概要

- 外国人がもたらす多様性はイノベーションの源泉となるほか、外国人の観光等は地域経済の活性化という面からも重要。国際的なりもトワーカー（以下「デジタルノマド」という。）は新経済連盟の提言（参考資料①）でも触れてきたトップレベルの高度人材にも該当するところ、今般の「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（案）」は、その受入れに向けて新たな在留資格を創設し、早期に施行することとしている点で意義あるものと思料する。
- 一方で、本制度の対象となるデジタルノマドにとどまらず、当連盟が要望（参考資料②）してきたように、多様な外国人材の積極的な受入れを進めていくためにも、現状の正確な把握・分析、これに基づく国家的な戦略の立案、複雑多様化する在留資格制度間の接続やその全体像の明確化、そもそもの外国人材の受入れ環境の拡充・強化等、各種施策の更なる検討が不可欠である。
- 本制度の施行後、その活用状況及び利用者の活動内容の把握やこれを通じた効果の測定・要件等の不断の見直しにより、その有効性を確保することも欠かせない。また、本制度を活用して来訪するデジタルノマドが在留期間中に行うことのできる活動を分かりやすく例示・啓発するとともに、当該活動が地域活性化や地方創生に資するよう調整を図る施策の検討も必要である。
- 本制度を含む我が国の積極的な外国人材の受入れ策について、対象となる外国人材による活用が進むとともに、当該外国人材を受け入れる地方自治体やその受入れに係る関連サービスを提供する企業等とも効率的な連携が図られるよう、国内外への積極的な周知にも努めて頂きたい。

【参考資料①】

- 2022年11月16日 新経済連盟 第6回教育未来創造会議ワーキング・グループ提出資料『コロナ後のグローバル社会における外国人材の受入れ・活躍推進に向けた要

<https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2022/11/20221125document.pdf>

【参考資料②】

- 2021年5月13日 新経済連盟による出入国在留管理庁民間ヒアリング要望資料
https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2021/05/20210513_document.pdf

2. 個別意見及びその理由

意見1

(該当箇所)

全体 (基本的なスタンス)

(意見及び理由)

- 新経済連盟は、2022年11月16日に開催された内閣官房教育未来創造会議ワーキング・グループ(第6回)において、その導入が進む諸外国の動向に触れつつ、観光や消費の拡大を通じた地域経済の活性化や地域人材との協働によるイノベーションの創出等をもたらすものとして、デジタルノマド受入れのためのデジタルノマドビザの導入を我が国も検討すべき旨の提言を行った。
- このようにデジタルノマドの受入れ促進が重要である一方、その前提として、国として何を目指し、どのような外国人材をどのように受け入れるかという全体的な戦略もまた不可欠である。そのためにも、我が国が必要とする外国人材の具体的な類型等を含め、現状の正確な把握や分析、これに基づく我が国全体の外国人材受入れに関する基本的な考え方や戦略の策定等について規定する「移民基本法」を制定すべきである。また、既存の在留資格の見直しや外国人材受入れ環境の整備といった各種の制度的検討についても、こうした枠組みを念頭に置きつつ引き続き進めて頂きたい。
- 世界的に人材獲得競争が熾烈となっている昨今、そもそも外国人材に日本が選ばれるようになるには魅力的な受入れ環境づくりが欠かせない。本制度を活用して来日したデジタルノマドに別の在留資格に切り替えての就労等を希望してもらえよう、子女教育のためのインターナショナルスクールの拡充、国外も含めての日本語教育環境の強化等のほか、住民税を含めると税率が最大55%にも達する所得課税など、諸外国と比較して個人や法人の負担が非常に重い税制(参考資料③)の見直し等についても、国家戦略的観点に立って取り組んでいくことが必要である。

【参考資料③】

- 2022年12月18日 JAPAN TRANSFORMATION 新経済連盟10周年政策提言
https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2022/12/221228_document_v1.pdf

意見 2

(該当箇所)

全体 (制度の有効性の確保について)

(意見及び理由)

- デジタルノマドの制度的な定着のためにも、本制度の施行後、その活用状況及び利用者の活動内容の把握を図り、これを通じて効果の測定や要件等の不断の見直しに努めることでその有効性を確保していくことが肝要である。
- そのためにも、第一に、どの程度の受入れを目標とするのか KPI を設定するなどして制度の活用状況をモニタリングする仕組みを措置するとともに、デジタルノマドが実際にどのような活動を行ったのか、どのような効果をもたらしたのかについても、受入れを行う地方自治体等と連携をしながら可能な範囲で把握する必要がある。
- そして、これに基づき必要に応じて要件 (年収、在留期間等) の検証を行うなどし、施策の有効性を高めていくべきである。現行の案では在留資格の更新は不可とされ、再度の利用が可能となるのは出国後 6 か月以降とされるなど、諸外国の制度と比べ厳しい制約が課される見込みであることから、こうした検証は必要不可欠である。
- 併せて、来訪したデジタルノマドらにアンケート調査を行うなどし、そのニーズの把握に努め、それらを施策に柔軟に反映していくことも検討頂きたい。

意見 3

(該当箇所)

全体 (デジタルノマドに認められる活動について)

(意見及び理由)

- 法務大臣も言及 (参考リンク①) しているとおり、デジタルノマドはイノベーションにつながるようなスタートアップの成長、経済政策や産業政策全般にも関わってくる場所、その受入れを促す仕組みの構築が重要である。
- そのためにも、本制度を活用して来訪するデジタルノマドが具体的にどのような活動を行うことができるのかについて、出入国在留管理庁のウェブサイト等において分かりやすく例示・啓発をしていくべきである。併せて、デジタルノマドによる活動が地域活性化や地方創生にも資するよう、各地域自治体における先行的な取組み (参考リンク②) の共有を図るとともに、ビジネスマッチング機会の創出を促す施策等も検討頂きたい。

- 加えて、デジタルノマドは観光等による消費拡大や地域におけるイノベーション創出のみならず、高度外国デジタル人材としてデジタルトランスフォーメーションの促進等に資することも見据え、現行の案では除外されている活動（「本邦の公私の機関との契約に基づいて報酬を受ける活動」、「外国の公私の機関との契約に基づいて専ら本邦の公私の機関又は本邦の個人に役務の提供を行うもの」等）を可能とすることについても中長期的に検討頂きたい。

【参考リンク】

- ① 法務大臣閣議後記者会見の概要（令和6年2月13日（火））
https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00486.html
- ② 2023年9月1日日本初 世界22カ国・地域のデジタルノマドが10月福岡に集結！10月5日に国内外のリモートワーカーや企業が参加する「WORLD WORKATION カンファレンス in 福岡」開催
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000005.000104588.html>

意見4

（該当箇所）

全体（外国人材の受入れ促進に向けた国内外への周知等について）

（意見及び理由）

- 本制度により外国人材の受入れの選択肢が拡充されることとなるが、そもそも我が国が外国人材の受入れに積極的であることが十分知られているとは言い難い。ターゲットとなる外国人材のこうした情報へのアクセスを高め、当該外国人材を受け入れる地方自治体や当該受入れに関連サービスを提供する企業等と効率的に連携できるよう、国内外への積極的な周知も必要である。
- また、本制度の導入は、既に相当複雑である我が国の在留資格制度をより一層複雑なものともしかねない。このため、在留資格間の接続やキャリアパスとの関係が分かりやすくなるような情報発信等のほか、在留資格制度全体の簡素化に向けた見直しも行っていくべきである。

以上